

# 令和4年度 整備事業者募集説明資料

## 地域密着型特別養護老人ホーム (地域密着型介護老人福祉施設)

令和4年7月25日

久留米市健康福祉部  
介護保険課・長寿支援課

## 1. はじめに

介護保険制度創設以降、高齢化の一層の進展と、高齢化に伴う要介護高齢者や単身高齢者の増加などにより、介護施設サービスの必要性は益々高まるばかりです。

久留米市も、団塊の世代が75歳以上となる令和7年度を見据え、在宅での生活が困難な方のニーズに対応するため、適切な施設整備を進めることとしています。また、要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、地域密着型サービスの整備を推進しています。

以上を踏まえ、第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（以下、第8期計画）では、地域の拠点となる地域密着型施設を整備するため、地域密着型特別養護老人ホームを1施設と、グループホームを1施設整備予定であり、グループホームについては令和3年度に事業に着手され、今年度中の開設に向け整備中です。

この資料は、第8期計画における地域密着型養護老人ホーム整備事業者公募にあたり、応募手続きなどについてまとめたものです。

応募にあたっては、老人福祉法、介護保険法その他関係法令及び関係通知並びに説明会資料等を十分にご確認、ご理解いただき、近隣住民、関係部署・機関と必要な打ち合わせを行った上で、ご応募ください。

なお、この資料にお示しした公募内容や補助金額などについては、法令改正や市整備計画の採択の状況などにより変更する場合がありますので、ご了承ください。

## 2 募集概要

### (1) 募集対象施設等

施設種別	募集対象とする日常生活圏域	募集予定数
ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム (地域密着型介護老人福祉施設) (定員 29 人)	市内の全ての日常生活圏域	1 施設

※施設の形態は、全室「個室ユニット型」の本体施設とする。

### (2) 整備期間

令和4年度着工、原則として令和5年9月末までに整備事業を完了(令和5年10月までに開設) スケジュールは別紙1参照。

### (3) 公募対象者

既存の社会福祉法人又は新たに社会福祉法人を設立する予定の者

※設立予定の場合、「社会福祉法人〇〇会 設立準備会」とする。

## 3 応募手続き

### (1) 事前協議(応募書類提出前)

まずは、事前協議に関する書類を提出し、介護保険課との事前協議を行う。事前協議完了後に、応募書類の提出となる。

#### ① 事前協議書類の提出期間・提出先

- 期 間：令和4年8月22日(月)～8月26日(金) 午前9時～午後5時
  - 提出先：介護保険課 計画・給付チーム(市役所本庁6階)
- ※郵送での提出も可

#### ② 必要書類

- 建設予定地に関する確認書(様式1)
- 土地明細書(様式2)
- 関係部署・機関との協議状況(様式3)
- 整備予定地の位置図
  - ・正確な住所地が分かり、駅、バス停、病院など近隣状況が分かる縮尺のもの
- 現地写真
  - ・整備予定地とその周囲が分かるようなもの(8枚程度)
  - ・写真を撮った方向は、位置図に示しておくこと
- 建物の計画平面図

#### ③ 事前協議の内容

- 整備予定地の立地、周辺環境について
- 施設内レイアウト(平面図の内容)について
- 地域住民説明会の開催範囲、開催状況等について

※新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、本公募に限り、説明会を開催せず、市と協議のうえ他の方法で地域住民への事前説明とすることも可とします。

【社会福祉法人新規設立の場合】

- 社会福祉法人設立協議書
- 役員予定者調書
- 資産調書、資産申立書 等

④ 事前協議の期間

- 期 間：令和4年8月29日（月）～9月12日（月） 午前9時～午後5時
- 場 所：介護保険課 計画・給付チーム（市役所本庁6階）

⑤ 注意事項

- 事前協議にともなう設計図書の変更や、地域住民への周知などは相当の時間が必要となるため、事前協議書類は早めに提出を行うこと。
- 事前協議書類を介護保険課で確認後、事前協議の日時を電話にて調整する。  
※新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、電話や電子メールでの協議のみになる場合があります。
- 社会福祉法人設立の場合は、別途、長寿支援課との事前協議が必要。

(2) 応募書類の提出

① 応募書類の提出期間

- 期 間：令和4年9月14日（水）～9月30日（金） 午前9時～午後5時
- 提出先：介護保険課 計画・給付チーム（市役所本庁6階）へ持参
- ※ 事前協議を終えていないと、応募書類の提出はできません。

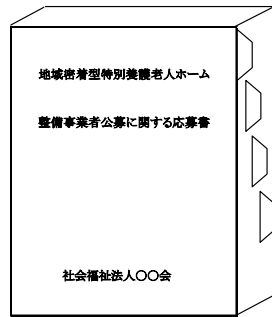
② 応募書類

※様式は8月17日（水）に市ホームページに掲載予定。（参考資料として、令和3年度公募の際の応募書類一覧表を添付。**別紙2**参照。）

③ 注意事項

- A4判でファイリングしたものを、正本1部、副本13部提出（副本に原本証明は不要）
- 社会福祉法人新規設立に関する書類は正本1部、副本1部提出
- 応募書類は可能な限り両面印刷し、書類番号ごとにインデックス添付

<書類提出のイメージ>



- 表紙、背表紙については、『地域密着型特別養護老人ホーム整備事業者公募に関する応募書類』と『法人名』を記載してください。
- 法人印、個人印とも、印鑑登録をしている実印を押印すること。
- 契約書類など応募書類の正本に原本の写しを提出する場合には、代表者名で原本証明を行うこと

【原本証明の例】

○既存の社会福祉法人の場合

この写しは原本と相違ありません。  
令和 年 月 日  
社会福祉法人 〇〇会  
理事長 〇〇 〇〇 実印

○設立準備会（法人を新設）の場合

この写しは原本と相違ありません。  
令和 年 月 日  
社会福祉法人 〇〇会 設立準備会  
設立代表者 〇〇 〇〇 実印

- 応募書類提出後は、原則として計画内容を変更することはできません。
- 提出された書類は返却しません。また、久留米市個人情報保護条例に基づく開示の対象となる場合がありますので、ご注意ください。
- 事前に電話にて予約をお願いします。

**※新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、郵送での提出と電話や電子メールでの協議になる場合があります。**

#### 4 選定方法と選定結果の通知・公表

##### (1) 整備事業者の選定

- 書類審査と、整備事業者候補者選定委員会による面接審査の総合点により整備事業者候補者を選定。久留米市社会福祉法人・社会福祉施設等整備審査会の審査、久留米市社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）の審議の後に、市が整備事業者として決定。

※ただし、上記の総合点で配点の6割を超える者がいない場合は、候補者を選定せず、公募を中止するものとする。

- 社会福祉法人新規設立の場合、整備事業者に対して、市が法人設立認可を行う。
- ※ 今回の募集において応募者がいない場合や、審査結果により本事業実施の目的を達成できないと判断した場合は、整備事業者の選定を行わないことがあります。

(2) **選定結果の通知及び公表**

- 選定後、選定結果の通知を全ての応募者に送付し、選定された整備事業者名、整備予定地などを市ホームページで公表

## 5 補助金について

(1) **施設整備補助金(ハード分)**

① 補助対象施設

ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（市計画に定める介護施設創設）

② 補助額

3,584,000 円 / 1 人 × 定員 29 名 = 103,936,000 円

③ 補助対象経費

補助対象施設の整備に必要な工事費等（補助の対象とならない工事もあります。）

※ 併設するショートステイ用居室も補助金の対象となります。

※選定後、決定事業者向けに契約・補助金に関する説明会を開催予定です。補助対象経費については、そこで詳しく説明します。

④条件

消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合であっても、本事業を活用して整備する場合は、本体施設の整備と併せて、必ずスプリンクラー設備の設置を行うこと。

(2) **開設準備補助金(ソフト分)**

① 補助対象施設

上記（1）施設整備補助金により整備した施設

② 補助額

671,000 円 / 1 人 × 定員 29 名 = 19,459,000 円

③ 補助対象経費

交付決定日以降から最大 6 か月間に係る、新規開設に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、給与職員手当等

※選定後、決定事業者向けに契約・補助金に関する説明会を開催予定です。補助対象経費については、そこで詳しく説明します。

(3) **広域型施設の大規模修繕・耐震化事業**

介護の受け皿拡大と老朽化した定員 30 名以上の広域型施設の修繕等を同時に進めるため、市計画に定める介護施設創設を条件に、①に掲げる広域型施設 1 施設の大規模修繕

又は耐震化を行う場合には、補助の対象とする。

① 補助対象施設

- a 広域型（定員 30 名以上）の介護老人保健施設
- b 広域型（定員 30 名以上）の介護医療院
- c 広域型（定員 30 名以上）の養護老人ホーム
- d 広域型（定員 30 名以上）の軽費老人ホーム

② 補助額

902,000 円 / 1 人 × 定員数

③ 補助対象経費

介護老人保健施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、福岡県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費。※整備区分：別紙 3参照

④ 条件

- 介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員 30 名以上の広域型施設の修繕等を同時に進めるため、市計画に定める介護施設創設を条件に上記①に掲げる広域型施設 1 施設の大規模修繕又は耐震化を行う場合であること
- 介護施設の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であること
- 介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る整備計画を定めること
- 広域型の大規模修繕又は耐震化事業は、令和 6 年度着工、原則として令和 6 年 12 月までに整備事業を完了すること
- 消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合であっても、本事業を活用して整備する場合は、本体施設の整備と併せて、必ずスプリンクラー設備の設置を行うこと。

**(4) 定期借地権設定のための一時金の支援事業**

建設用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を支援する事業を補助の対象とする。

① 補助額

当該施設等を整備する用地の国税局長が定める路線価（※）の 2 分の 1

（※）路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額の 2 分の 1

② 補助対象経費

定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの。（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の

期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの。)

また、本体施設を整備する際に、合築・併設施設（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等）を整備する場合においては、当該敷地についても補助対象とする。

## 6 説明会資料の質問について

### (1) 受付期間

- 期 間：令和4年7月26日（火）～8月5日（金） 午前9時～午後5時15分
- 提出先：介護保険課 計画・給付チーム、長寿支援課 計画・庶務チーム
- 提出方法：FAX 及び 電子メール  
(送信確認の電話をお願いします。)
- 様 式：質問票
  - 施設整備に関すること 別紙4-1
  - 社会福祉法人の設立等に関すること 別紙4-2

### (2) 注意事項

- 公募に関する応募状況、審査状況等については回答できません。
- 電話や口頭での質問はお受けできません。

### (3) 回答方法

- 原則的に、質問と回答は市ホームページに掲載し、広くお知らせします。(8月8日(月)頃を予定)

## 7 問い合わせ・書類の提出先

### ○施設整備に関すること

- 久留米市 健康福祉部介護保険課 計画・給付チーム（市役所本庁6階）
- 電話番号：0942-30-9036      OFAX 番号：0942-36-6845
- 電子メール：kaigo@city.kurume.lg.jp

### ○社会福祉法人の設立等に関すること

- 久留米市 健康福祉部長寿支援課 計画・庶務チーム（市役所本庁6階）
- 電話番号：0942-30-9184      OFAX 番号：0942-36-6845
- 電子メール：chouju@city.kurume.lg.jp